一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県井原市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
井原市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年二月二十三日
農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県井原市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
井原市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年二月二十三日
農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
(一)　北海道様似郡様似町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、赤平市・沙流郡日高町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
日高町・様似町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）、赤平市
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道様似郡様似町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、赤平市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに赤平市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二十八号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき公示する。
平成二十八年二月二十三日
経済産業大臣　林　幹雄

登録の区分	国内登録検査機関
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器 二　電熱器具 三　電動力応用機械器具 四　電子応用機械器具 五　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）	一般財団法人日本品質保証機構 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

（参考）
一般財団法人日本品質保証機構の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。
一般財団法人日本品質保証機構　安全電磁センター（東京都八王子市南大沢四丁目4番地4）
一般財団法人日本品質保証機構　安全電磁センター　試験部　都留電磁環境試験所（山梨県都留市大幡字丹保沢2096番地）
一般財団法人日本品質保証機構　北関西試験センター（大阪府箕面市石丸一丁目7番7号）
一般財団法人日本品質保証機構　北関西試験センター　彩都電磁環境試験所（大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目3番10号）

○国土交通省告示第四百十五号

水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第四条第三項の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域整備計画を平成二十八年二月二十三日付けで次のように決定したので、同条第四項の規定により公示する。
平成二十八年二月二十三日
国土交通大臣　石井　啓一

雄物川水系成瀬川成瀬ダムに係る水源地域整備計画

(1)　整備計画作成の意義
成瀬ダムは、雄物川水系成瀬川の秋田県雄勝郡東成瀬村大字椿川に、洪水調節、流水の正常な機能の維持、特定かんがい用水及び水道用水の供給並びに発電を目的として建設される多目的ダムである。
この計画は、本ダムの建設により総面積約235ヘクタール（うち農地面積約20.9ヘクタール）が水没することになるため、その周辺地域の生産機能又は生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、本ダムに係る水源地域において生活環境、産業基盤等を計画的に整備しようとするものである。
(2)　事業の概要
①　林道の整備に関する事業
事業の概要　林道狙半内上沼線約2.0キロメートルの整備を行う。
事業主体　東成瀬村
施工区域　東成瀬村
②　農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設の整備に関する事業
事業の概要　東成瀬村大字椿川において、畜産飼料センター、物産加工施設、木質バイオマス生産施設及び物産販売施設の整備を行う。
事業主体　東成瀬村
施工区域　東成瀬村
③　スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設の整備に関する事業
事業の概要　東成瀬村大字椿川において、植樹、散策路、駐車場及び広場等の整備を行う。
事業主体　東成瀬村
施工区域　東成瀬村
(3)　予定工期
おおむね平成28年度から平成36年度までを目途とし、弾力的に執行するものとする。
(4)　経費の概算額
約8億円